

○志摩市浄化槽設置整備事業補助金交付に係る運用基準

平成16年10月1日

告示第51号

改正 平成24年5月11日告示第100号

平成25年2月28日告示第26号

令和3年9月30日告示第160号

令和4年3月7日告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、志摩市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成16年志摩市告示第49号。以下「要綱」という。)の運用基準を定めるものとする。

(確約書)

第2条 要綱第3条第2項に規定する浄化槽を設置する場所に住所を有していない者は、確約書(別記様式)を提出し、工事完成后、速やかに住所を移さなければならない。

(処理対象人員の算定)

第3条 要綱第3条第2項に規定する補助金の交付は、次の各号に区分して1戸の建物につき浄化槽1基分の補助金の交付とする。ただし、2戸の建物で併せて浄化槽を設置する場合に処理対象人員が10人以下の場合は補助対象とする。

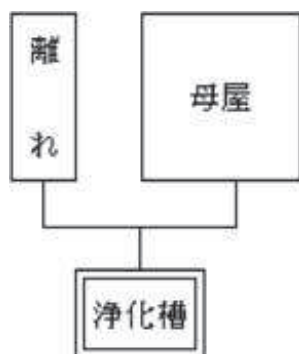
(1) 増築した場合



左記の場合は、補助対象とする。

既設建築物の排水を接続しない場合は、補助対象としない。

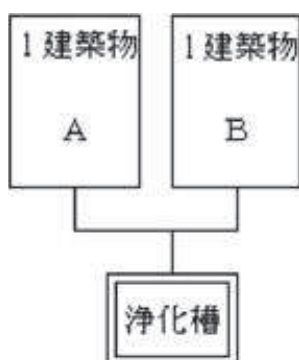
(2) 離れのある場合



原則として合計面積により処理対象人員を算定する。離れのみで浄化槽を設置して母屋の排水を接続しない場合は、補助対象としない。

母屋と離れを併せて1の建築物とみなす。

(3) 複数の建物を併せて処理する場合



AとBを併せて処理する場合、それぞれの建築物で処理対象人員を算定し10人以下であれば補助対象とする。ただし、浄化槽設置後の維持管理について、どちらが管理をするか明確にすること。

(4) 併用住宅の場合



1 事業所・住宅共で1つの浄化槽を設置する場合で、事業所等、住宅部分のそれぞれについて処理対象人員を算定する。

2 左記の場合、処理対象人員が10人を超えるときは、補助対象としない。

また、住宅部分のみ浄化槽を設置する場合において、事業所の排水を別で処理する場合は、補助対象とする。

(算定基礎)

第4条 要綱第3条の処理対象人員及び別表の第1欄(人槽区分)は「建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員(JIS A3302—2000)」に基づき算定した数値とする。

(実績報告添付書類)

第5条 要綱第8条第1号に規定する浄化槽設置工事の状況を示す写真は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - (2) 基礎工事の状況を示す写真
 - (3) 浄化槽本体の写真
 - (4) 据付工事の状況を示す写真
 - (5) 上部スラブ工事の状況を示す写真
 - (6) かさ上げの状況を示す写真
 - (7) 工事完了の写真
 - (8) ブロワの設置状況を示す写真
 - (9) 工事着工前の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況を示す写真
 - (10) 解体又は掘り起こし作業の状況を示す写真
 - (11) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽が完全撤去されたことを示す写真
 - (12) 単独処理浄化槽が雨水貯留槽等に再利用されたことを示す写真
 - (13) 配管工事の写真
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、参考となる写真
- (その他)

第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成24年5月11日告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第160号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定に基づく様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和4年3月7日告示第21号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。